

最高人民法院による  
植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における  
具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）

法釈〔2021〕14号

（2021年6月29日最高人民法院裁判委員会

第1843回会議にて可決、2021年7月7日から施行）

植物新品種の育成者権侵害に係る紛争案件を正しく処理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本規定を制定する。

**第一条** 植物新品種の育成者権（以下、「育成者権」という）又は植物新品種の出願権の共有者が権利の行使について合意した場合には、人民法院は、その合意に従って処理する。合意がなく又は合意が不明確であり、共有者が単独で実施し又は通常許諾方式により他者に実施を許諾することができることを主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

共有者が当該育成者権を単独で実施し、その他の共有者が、当該実施による収益について共有者間で分配すると主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。ただし、その他の共有者にそれが実施能力又は実施条件を備えないことを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

共有者の1人が他者に当該育成者権の実施を許諾し、その他の共有者がその取得した許諾料を共有者間で分配すると主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

**第二条** 育成者権の譲渡について、國務院の農業・林業主管部門による登録、公告がされておらず、譲受人が育成者権者の名義で育成者権侵害訴訟を提起した場合には、人民法院は、これを受理しない。

**第三条** 育成者権の保護を受ける繁殖材料は、繁殖能力を有しなければならず、かつ繁殖された新しい個体は、当該登録品種の特徴、特性と同一でなければならない。

前項でいう繁殖材料は、育成者権の出願書類に記述した繁殖方法で得られた繁殖材料に限らない。

**第四条** 登録品種の繁殖材料を販売する意思表示が広告、展示等の方法で行われた場合、人民法院は、これを販売行為として認定し処理することができる。

**第五条** 登録品種の繁殖材料が栽培された場合には、人民法院は、案件の具体的な状況に基づき、これを生産、繁殖行為として認定し処理することができる。

**第六条** 育成者権者又は利害関係者（以下、「権利者」と総称する）が、被疑侵害品種の繁殖材料に使用されている名称が登録品種の名称と同一であることを証明した場合には、人民法院は、当該被疑侵害品種の繁殖材料が登録品種の繁殖材料に該当すると推定することができる。当該登録品種の繁殖材料が該当しないことを証明する証拠がある場合には、人民法院は、被疑侵害者が育成者権の詐称行為を構成すると認定し、かつ登録商標詐称行為の関連規定を参照して民事責任を確定することができる。

**第七条** 受託者、被許諾者が育成者権者と合意した規模若しくは地域を超えて登録品種の繁殖材料を生産、繁殖し、又は育成者権者と合意した規模を超えて登録品種の繁殖材料を販売し、育成者権者が、受託者、被許諾者に権利侵害責任の負担を命じる判決を請求する場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

**第八条** 被疑侵害者が、他者の育成者権侵害行為を実施していることを知り、又は知るべきであったにもかかわらず、購入、保管、輸送、繁殖を目的とする加工処理等のサービスを提供し、又は関連の証明書類等の条件を提供した場合には、人民法院は、民法典第百六十九条の規定に基づき他者による権利侵害行為の実施を幫助したと認定することができる。

**第九条** 被疑侵害物が繁殖材料とすることもでき、収穫材料とすることもできる場合であって、被疑侵害者は、それを収穫材料として消費に用い、生産・繁殖に用いないと主張するときは、それに応じた立証責任を負わなければならない。

**第十条** 登録品種の繁殖材料が育成者権者を経て又はその許諾した組織、個人を経て販売された後に、権利者が、他者による当該繁殖材料の生産、繁殖、販売が権利侵害を構成すると主張する場合には、人民法院は、一般にこれを支持しない。ただし、以下に掲げる場合を除く。。

（一）当該繁殖材料の生産、繁殖後に獲得した繁殖材料について生産、繁殖、販売が再び行われた場合。

（二）生産、繁殖の目的で、当該品種が属する植物の属又は種が保護されていない国又は地域に、当該繁殖材料を輸出する場合。

**第十一条** 被疑侵害者が登録品種に係る次に掲げる生産、繁殖行為について、科学研究活動に該当すると主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

（一）登録品種を使用して新品種を育成する。

（二）登録品種を使用して新品種を育成、形成した後、育成者権の出願、品種の査定、品種の登録の必要のために、登録品種の繁殖材料を繰り返し使用する。

**第十二条** 農家はその家の農村土地請負経営契約で合意された土地の範囲内で登録品種の繁殖材料を自家繁殖させ、自家使用し、権利者がこれについて権利侵害を構成すると主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

前項に規定する以外の行為について、被疑侵害者が、その行為が種子法に定める農家が登録品種の繁殖材料を自家繁殖させ、自家使用するに該当すると主張する場合には、人民

法院は、被疑侵害行為の目的、規模、営利か否か等の要素を総合的に考慮して認定しなければならない。

**第十三条** 販売者が、被疑侵害品種の繁殖材料が育成者権者の許諾を得ずに販売されていることを知らず、又は知るべきでなく、かつそれが合法的な出所を有することを証明した場合には、人民法院は、販売者に賠償責任の負担を命じる判決を下さないことができる。ただし、販売の停止及び権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出の負担を当該者に命じる判決を下さなければならない。

前項でいう合法的な出所については、販売者は、一般に購入経路が合法的であること、価格が妥当であること、実際に特定の供給者が存在すること、販売行為が関連する生産・経営許可制度に従っていること等を証明しなければならない。

**第十四条** 人民法院は、調査を経て育成者権侵害の事実に基づき権利侵害行為の成立を認定した場合には、侵害停止の先行判決を行い、かつ当事者の申立てと具体的な状況に基づき、活性を消滅させる等、被疑侵害物の拡散、繁殖を阻止する措置を講じるよう命じることができる。

**第十五条** 人民法院は、賠償額を決定するために、権利者が立証のためのあらゆる努力を払ったが、主として被疑侵害者が権利侵害行為に関連する帳簿、資料を把握している状況において、被疑侵害者に対し権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提出を命じることができる。被疑侵害者が提出しない場合、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合には、人民法院は、権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を決定することができる。

**第十六条** 被疑侵害者に保全に抵抗し、又は許可なく被保全物を開封、移転、破壊する等の立証妨害行為があり、案件に係る事実を確認することができなくなった場合には、人民法院は、当該証拠により証明されるべき事項に関する権利者の主張が成立しているものと推定することができる。民事訴訟法第百十一条に定める状況を構成する場合は、法により法律責任を追及する。

**第十七条** 関連する法律及び司法解釈に定める状況に加えて、以下についても権利侵害行為の情状が重大な状況にあるものと認定することができる。

(一) 権利侵害により行政処罰を受け、又は法院により責任の負担を命じる判決が下された後、同一の又は類似する権利侵害行為を再び実施した場合

(二) 育成者権の侵害を業とする場合

(三) 育成者権証明書を偽造した場合

(四) 標識、ラベルのない包装により登録品種を販売した場合

(五) 種子法第七十七条第一項第(一)号、第(二)号、第(四)号の規定に違反した場合

(六) 被疑侵害物の生産・繁殖・販売・保管地の提出を拒否した場合

前項第一号乃至第五号の状況が存在する場合において、法により懲罰的賠償を適用するとき、計算基数の2倍以上を基準に懲罰的賠償額を決定することができる。

**第十八条** 育成者権の終了後に法により権利を回復し、権利者が、育成者権を実施する組織又は個人に対し終了期間における育成者権の実施料の支払いを求める場合には、人民法院は、関連する育成者権の実施許諾料を参照して、品種の種類、栽培時期、経営規模、その時点での市場価値等の要素を踏まえて合理的に決定することができる。

**第十九条** 育成者権の予備審査・合格公告日から育成者権を付与された日まで、他者が許可なく当該登録品種の繁殖材料を生産、繁殖若しくは販売し、又は商業目的で当該登録品種の繁殖材料を別の品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用し、権利者がこれに伴う利益損失に対する求償を主張する場合には、人民法院は、仮保護期間の使用料紛争として処理し、関連する育成者権の実施許諾料を参照し、品種の種類、栽培時期、経営規模、その時点での市場価値等の要素を踏まえて当該使用料額を合理的に決定することができる。

前項に定める被疑行為が品種の登録後も継続し、権利者が育成者権の仮保護期間の使用料と権利侵害の損害賠償の両方を請求する場合には、人民法院は、審理を合併することができる。ただし、個別に計算して処理しなければならない。

**第二十条** 育成者権の紛争案件に係る専門的な問題に鑑定の必要がある場合は、当事者が関連分野の鑑定人名簿又は国务院農業・林業主管部門が人民法院に推薦する鑑定人において協議により決定する。協議が調わない場合は、人民法院がその中から指定する。

**第二十一条** DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の方法によらず鑑定を行う品種については、業界で一般に採用されている方法を使用して登録品種と被疑侵害物との特徴、特性について同一性判断を行うことができる。

**第二十二条** 鑑定の意見に異議のある一方当事者が、再検査、追加鑑定又は再鑑定を人民法院に申し立てたにもかかわらず、合理的な理由と証拠を提出しなかった場合には、人民法院は、これを許可しない。

**第二十三条** DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の方法で鑑定を行い、試験対象サンプルと対照サンプルとの差が臨界値未満であるがそれに接近しており、被疑侵害者は、両者の特徴、特性が異なると主張する場合は、立証責任を負わなければならない。人民法院は、当事者の申立てに基づき、遺伝子座を拡大して追加試験を行い、又は登録品種の標準サンプルを抽出して測定を行う等の方法を採用し、かつその他関連する要素を踏まえて認定を行うこともできる。

**第二十四条** 栽培地での観察・検査・測定と DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の結論とが異なる場合には、人民法院は、栽培地での観察・検査・測定の結論に準じなければならない。

**第二十五条** 本規定は、2021年7月7日より施行する。本院が過去に公布した関連司法解释が本規定と一致しない場合は、本規定を適用する。

出所：2021年7月5日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-312021.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください